

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき
総務大臣が定める情報を定める件(仮称)を制定する告示案に対する意見募集の結果

別紙

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	大方の国民には、なんら問題がない事案で、一部の輩のためにとすると許せない気持ちで一杯です。	ご意見の趣旨が明らかでないため、回答を差し控えさせていただきます。	なし